令和８年（フ）第１５０８号
名古屋市北区中切町１丁目63番地　鯱第一交通㈱本社内
債務者　堀　　徹生
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８５号
名古屋市北区垣戸町２丁目28番地の１　ＣＨ志賀本通Ⅱ　501号
債務者　大竹　美輝
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８号
岡山県倉敷市東塚１丁目６番14号
債務者　平川　大貴
1　決定年月日時　令和８年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第６１５号
札幌市西区発寒８条10丁目４番20―302号
債務者　原田　一心
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６１６号
札幌市西区発寒８条10丁目４番20―302号
債務者　原田　千晶
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４６号
札幌市南区南35条西10丁目４番５号
債務者　磯部　和明
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０１７号
札幌市手稲区新発寒３条２丁目８番19号　ソレイユ新発寒１－Ｃ号
債務者　日向　香織
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２７７号
札幌市白石区北郷５条９丁目４番６号
債務者　梶谷万里華（旧姓中村）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２９３号
札幌市豊平区月寒中央通10丁目１番12―201号
債務者　髙橋　由香
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３０４号
北海道江別市新栄台59番地の３
債務者　大友　　瞭
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１０号
札幌市東区北36条東２丁目１番８号　ロイヤルハイツ杉田302号
債務者　及川　則子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１５号
札幌市豊平区月寒東１条５丁目１番４―505号
債務者　西村　龍児
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１６号
札幌市豊平区月寒東１条５丁目１番４―505号
債務者　西村　二美（旧姓永原）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３３号
北海道江別市上江別南町30番地の４
債務者　大江　盛夫
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４６号
札幌市北区屯田３条１丁目２番37号　ノースリバーＶ101号
債務者　稲見　奉之
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２６号
札幌市白石区東札幌５条２丁目６番７号　アネックスＥＳ102号
債務者　加瀬　幸子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４９号
札幌市中央区北２条西21丁目１番17―305号
債務者　能登　英治
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部